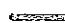
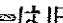
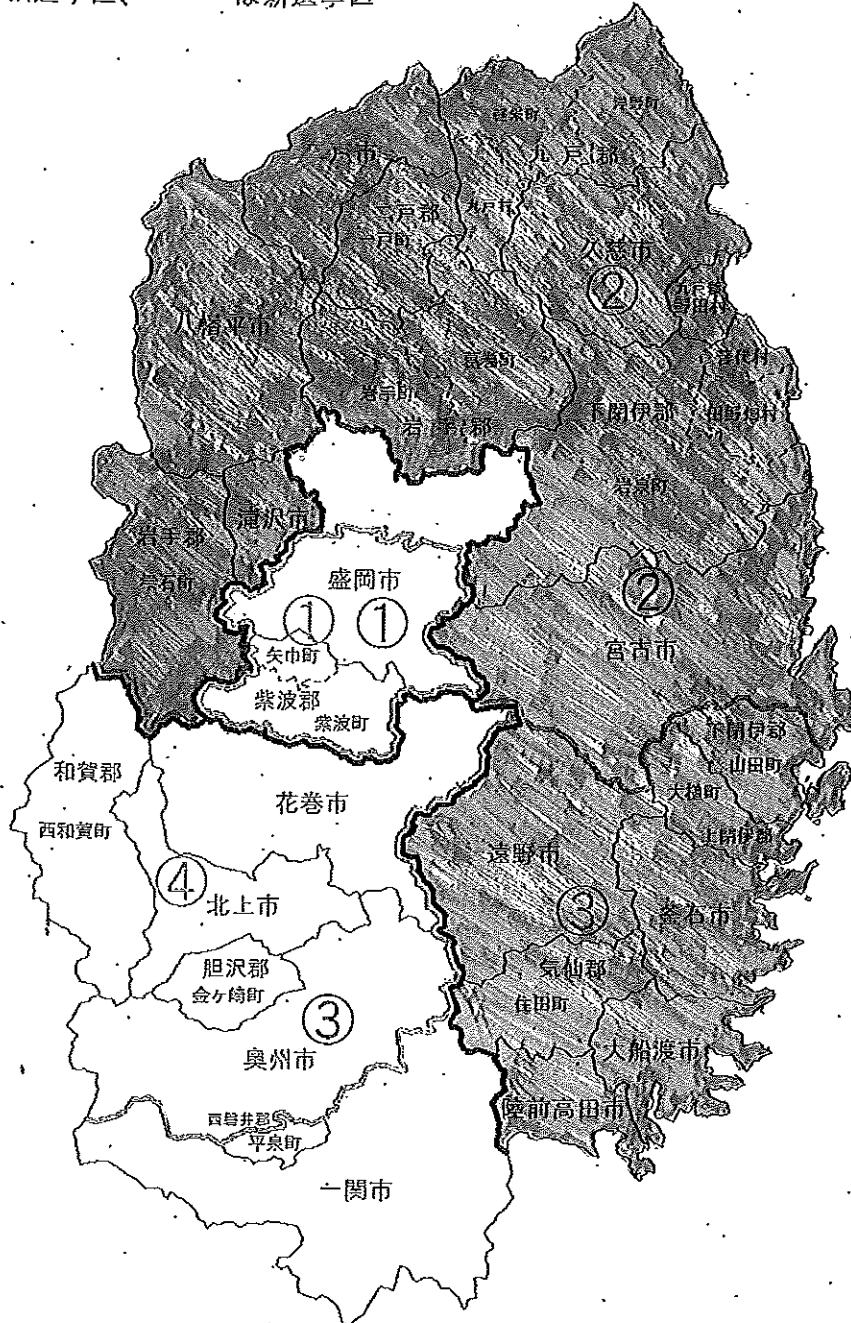


【岩手県】

選挙区の数が増えることとなる県の区域内の選挙区の改定に伴うもの

※  は旧選挙区、 は新選挙区



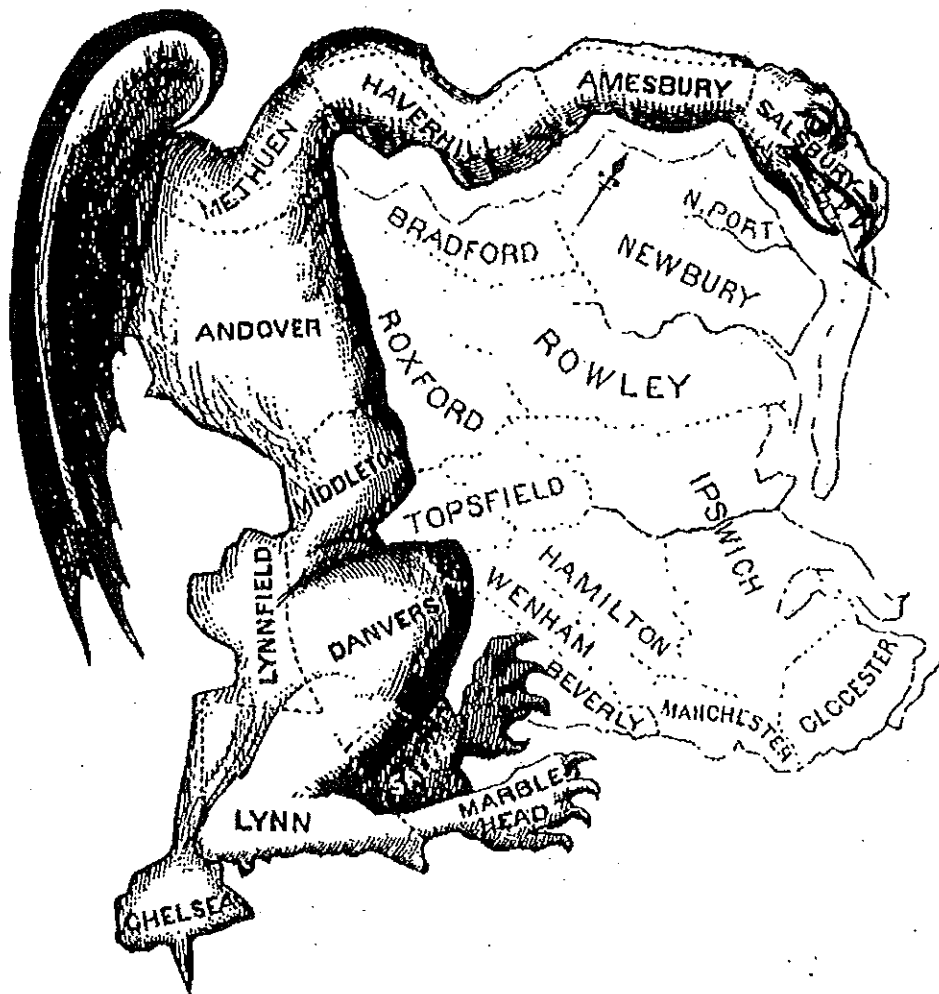
出典：衆議院調査局第二特別調査室『「区割り改定等法案」関係資料』を基に階事務所作成
 平成29年5月31日（水）衆議院 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会
 衆議院議員 階 猛（民進党）

2

第 章

ゲリマンダリング

—アメリカの現状と課題—



出典：森脇俊雅著『小選挙区制と区割り』芦書房，1998より抜粋

平成29年5月31日（水）衆議院 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会

衆議院議員 階 猛（民進党）

小選挙区別 面積一覧【改定案】 面積順

(単位: knf)

順位	選挙区名	面積
1	北海道12区	15,316.60
2	北海道7区	14,438.45
3	北海道11区	10,828.04
4	北海道6区	10,618.69
5	岩手2区	9,652.69
6	北海道10区	9,237.49
7	北海道9区	8,508.15
8	北海道8区	6,567.78
9	岐阜4区	6,042.91
10	福島4区	5,612.37
11	秋田3区	5,497.57
12	秋田2区	5,211.91
13	島根2区	4,611.08
14	岩手3区	4,429.55
15	北海道4区	4,390.95
16	宮崎2区	4,339.91
17	山形2区	4,286.79
18	高知2区	4,237.49
19	山形3区	4,208.51
20	大分2区	4,037.82
21	熊本4区	3,967.91
22	新潟3区	3,950.96
23	鹿児島4区	3,700.83
24	和歌山3区	3,519.44
25	長野2区	3,401.31
26	広島6区	3,399.65
27	青森1区	3,354.91
28	青森3区	3,350.70
29	岡山3区	3,325.51
30	兵庫5区	3,315.81
31	愛媛4区	3,298.29
32	長野5区	3,277.31
33	奈良3区	3,020.90
34	青森2区	2,939.98
35	新潟6区	2,926.28
36	高知1区	2,866.44
37	鹿児島3区	2,700.68
38	福島3区	2,690.06
39	長野3区	2,649.97
40	三重4区	2,643.04
41	熊本3区	2,629.80
42	富山2区	2,559.61
43	長野4区	2,551.90
44	栃木2区	2,548.48
45	宮崎3区	2,525.92
46	群馬5区	2,521.70
47	群馬1区	2,453.13
48	北海道5区	2,443.28
49	新潟5区	2,396.10
50	山梨1区	2,395.49
51	岡山5区	2,355.10
52	山口3区	2,290.07
53	鹿児島2区	2,260.99
54	石川3区	2,173.26
55	徳島1区	2,159.95
56	兵庫12区	2,156.14
57	福島1区	2,114.49
58	福井2区	2,106.69
59	福島5区	2,097.73
60	島根1区	2,097.11

順位	選挙区名	面積
61	京都5区	2,086.26
62	福井1区	2,083.80
63	山梨2区	2,065.08
64	鳥取1区	2,023.80
65	新潟2区	2,000.24
66	広島3区	1,996.41
67	徳島2区	1,986.84
68	大分3区	1,940.65
69	長崎3区	1,870.68
70	宮城6区	1,867.90
71	栃木3区	1,857.03
72	宮城3区	1,852.56
73	宮城5区	1,779.76
74	長野1区	1,681.15
75	佐賀2区	1,681.15
76	岐阜5区	1,562.82
77	石川2区	1,544.19
78	山口2区	1,534.11
79	京都4区	1,495.60
80	鳥取2区	1,483.33
81	富山3区	1,479.30
82	静岡6区	1,433.99
83	岐阜2区	1,432.97
84	愛知14区	1,425.84
85	滋賀2区	1,396.12
86	岐阜3区	1,386.79
87	埼玉11区	1,354.83
88	三重1区	1,334.77
89	千葉12区	1,334.75
90	福島2区	1,269.08
91	静岡7区	1,262.50
92	静岡2区	1,221.66
93	山口1区	1,215.07
94	滋賀4区	1,207.53
95	茨城4区	1,199.49
96	岩手1区	1,192.77
97	茨城2区	1,174.88
98	愛媛3区	1,165.68
99	滋賀1区	1,157.56
100	静岡1区	1,146.75
101	三重2区	1,132.62
102	千葉11区	1,128.34
103	新潟4区	1,078.12
104	山口4区	1,073.22
105	静岡3区	1,071.31
106	栃木4区	1,038.95
107	兵庫4区	1,033.62
108	宮城4区	1,000.08
109	長崎4区	996.81
110	和歌山2区	996.43
111	沖縄4区	977.94
112	長崎2区	973.10
113	千葉10区	964.62
114	沖縄3区	962.32
115	茨城1区	960.11
116	福岡11区	932.87
117	秋田1区	906.07
118	広島2区	899.82
119	茨城6区	873.23
120	宮崎1区	869.49

順位	選挙区名	面積
121	広島4区	859.85
122	愛知11区	852.03
123	香川2区	842.95
124	山形1区	827.84
125	静岡5区	826.56
126	福岡7区	825.97
127	愛媛2区	825.02
128	佐賀1区	759.55
129	北海道1区	752.43
130	神奈川17区	738.85
131	福岡8区	730.21
132	広島5区	724.29
133	静岡4区	685.15
134	岡山1区	680.28
135	三重3区	663.98
136	茨城3区	656.14
137	香川3区	654.98
138	群馬4区	649.55
139	兵庫9区	645.13
140	茨城5区	644.12
141	熊本2区	620.77
142	福岡5区	602.78
143	東京25区	590.04
144	茨城7区	584.53
145	栃木5区	565.80
146	愛知12区	548.42
147	宮城1区	526.27
148	鹿児島1区	524.41
149	京都6区	520.95
150	広島7区	518.14
151	神奈川16区	510.85
152	石川1区	468.64
153	福岡6区	467.83
154	愛知15区	452.98
155	東京3区	439.01
156	岡山2区	437.99
157	千葉3区	434.42
158	埼玉12区	413.04
159	埼玉9区	408.67
160	埼玉10区	405.88
161	奈良2区	405.16
162	栃木1区	397.90
163	福岡3区	397.68
164	群馬2区	390.32
165	愛媛1区	387.20
166	福岡4区	379.38
167	香川1区	378.52
168	大分1区	360.97
169	愛知8区	358.54
170	群馬3区	348.03
171	愛知6区	341.26
172	千葉13区	338.79
173	愛知9区	309.74
174	岡山4区	307.42
175	千葉9区	297.36
176	長崎1区	292.18
177	福岡10区	284.64
178	京都2区	282.95
179	大阪9区	279.62
180	兵庫11区	275.96

出典：総務省作成資料

平成29年5月31日(水)衆議院 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会

衆議院議員 階 猛 (民進党)

順位	選挙区名	面積
181	兵庫 2区	275.46
182	大阪15区	267.86
183	奈良 1区	264.75
184	大阪19区	257.63
185	滋賀 3区	256.39
186	宮城 2区	255.66
187	新潟 1区	231.94
188	埼玉14区	217.80
189	兵庫10区	216.91
190	和歌山 1区	208.84
191	富山 1区	208.81
192	福岡 9区	207.31
193	愛知13区	202.54
194	岐阜 1区	195.12
195	神奈川 1区	194.33
196	熊本 1区	190.98
197	大阪18区	187.24
198	東京24区	181.56
199	兵庫 6区	169.18
200	埼玉13区	165.72
201	千葉 7区	160.03
202	愛知10区	157.37
203	埼玉 6区	156.38
204	愛知 7区	153.03
205	神奈川 2区	146.58
206	北海道 3区	140.57
207	埼玉 7区	135.71
208	神奈川11区	132.88
209	京都 1区	131.91
210	静岡 8区	130.18
211	神奈川15区	129.78
212	大阪10区	122.10
213	北海道 2区	118.81
214	千葉 8区	116.06
215	埼玉 1区	115.81
216	兵庫 7区	109.30
217	千葉 2区	106.55
218	大阪14区	102.39
219	福岡 1区	100.99
220	兵庫 1区	95.65
221	埼玉 8区	95.30
222	京都 3区	94.52
223	神奈川 4区	92.51
224	大阪11区	90.67
225	愛知 5区	90.22
226	神奈川13区	90.22
227	東京23区	88.34
228	千葉 1区	87.12
229	大阪17区	86.89
230	愛知 4区	83.52
231	神奈川12区	82.91
232	広島 1区	81.04
233	埼玉 3区	80.68
234	神奈川 5区	76.54
235	神奈川14区	76.03
236	東京21区	75.69
237	千葉 4区	74.57
238	愛知 2区	71.64
239	神奈川 1区	71.29
240	愛知 3区	70.43

順位	選挙区名	面積
241	埼玉 5区	69.17
242	東京20区	68.99
243	神奈川 8区	63.74
244	大阪13区	61.78
245	大阪12区	61.66
246	埼玉 4区	61.21
247	千葉 5区	60.88
248	埼玉 2区	60.08
249	大阪 5区	59.38
250	神奈川10区	59.07
251	埼玉15区	57.63
252	兵庫 3区	57.04
253	神奈川 3区	56.96
254	福岡 2区	56.75
255	神奈川 7区	56.26
256	東京22区	56.02
257	神奈川 6区	54.66
258	千葉 6区	54.09
259	愛知 1区	52.55
260	東京18区	51.71
261	大阪 7区	50.96
262	兵庫 8区	50.72
263	大阪16区	49.74
264	東京19区	47.72
265	大阪 3区	46.81
266	東京 4区	46.47
267	東京13区	44.85
268	東京 1区	44.74
269	神奈川 9区	44.46
270	東京17区	42.98
271	東京16区	41.72
272	東京15区	40.16
273	神奈川 2区	39.58
274	大阪 6区	39.50
275	神奈川18区	39.47
276	大阪 2区	39.38
277	東京 9区	37.31
278	大阪 8区	36.39
279	大阪 1区	35.71
280	東京 6区	35.01
281	東京12区	33.96
282	東京 8区	33.31
283	東京 5区	32.86
284	東京11区	31.40
285	東京 2区	30.80
286	東京 7区	30.77
287	東京10区	29.96
288	大阪 4区	29.47
289	東京14区	27.73

※ 平成28年10月1日現在
「全国都道府県市区町村別面積調」
(国土地理院)より作成

○面積最大
北海道12区 15,316.60

○面積最小
東京14区 27.73

- (注1) ゴシック体は、今回の改定案により変更される選挙区である。
(注2) 北海道7区については、北方四島の面積(5,003.05km²)を含む。なお、北方四島を除いた北海道7区的面積は、9,435.4km²である。
(注3) 分割市区の選挙区別面積について、平成25年法改正より分割されている場合又は今回の改定案により分割されている場合は、平成27年日本国民の人口に基づき人口按分した推計値を用いている。
(注4) 分割市区の選挙区別面積について、市町村合併による場合は合併前の市町村の面積を用いている。ただし、静岡市については、合併前の静岡市の面積が境界未定により不明であるため、注2と同様の方法により算出した推計値を用いている。)

出典：総務省作成資料

平成29年5月31日(水)衆議院 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会

衆議院議員 階 猛 (民進党)

◎衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律 新旧対照表
 ○衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成六年法律第三号）（第一条関係）〔公布日施行〕

改正後	改正前
<p>（改定案の作成の基準）</p> <p>第三条 前条の規定による改定案の作成は、各選挙区の人口（最近の国勢調査（統計法（平成十九年法律第五十三号）第五条第二項の規定により行われる国勢調査に限る。）の結果による日本国民の人口をいう。以下この条において同じ。）の均衡を図り、各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上とならないようにすることとし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。</p> <p>2 次条第一項の規定による勧告に係る前項の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、各都道府県の人口を小選挙区基準除数（その除数で各都道府県の人口を除して得た数（一未満の端数が生じたときは、これを一に切り上げるものとする。）の合計数が公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四条第一項に規定する衆議院小選挙区選出議員の定数に相当する数と合致することとなる除数をいう。）で除して得た数（一未満の端数が生じたときは、これを一に切り上げるものとする。）とする。</p> <p>3 次条第二項の規定による勧告に係る第一項の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、変更しないものとする。</p>	<p>（改定案の作成の基準）</p> <p>第三条 前条の規定による改定案の作成は、各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口（官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口をいう。以下同じ。）のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上とならないようにすることを基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。</p>

（傍線部分は改正部分）

出典：総務省作成資料

平成29年5月31日（水）衆議院 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会